平成２２年（フ）第２１１号
福島県須賀川市愛宕山105番地
債務者　大竹久美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
茨城県土浦市右籾2518番地
債務者　栗毛　徳子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２号
栃木県真岡市荒町３丁目13番地17
債務者　中村　　實
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１８７８号
さいたま市岩槻区西原６番47―101号
債務者　吉住　政江
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８６号
埼玉県和光市西大和団地４番10号605
債務者　内田　千春
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０３号
埼玉県志木市下宗岡３丁目８番28号　渡部コーポＡ
債務者　武田　昭信
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３２号
埼玉県戸田市中町１丁目20番地の９
債務者　臼井　弘幸
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
埼玉県熊谷市戸出572番地
債務者　島崎　和志
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５３９号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1543番地11
債務者　濵中　憲雄
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１０４号
千葉県市原市姉崎787番地３　202号
債務者　村上ティパワン
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１５号
富山県氷見市上田子166番地　コージィ　Ｂ104、住民票上の住所富山県氷見市上田子166番地
債務者　清水　達郎
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３２４号
長野市三輪２丁目25番１―104号
債務者　山田　和代
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
長野県須坂市大字豊丘778番地21
債務者　髙橋　清澄
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
長野市大字大豆島5698番地１
債務者　飯塚　竹彦
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
長野市大字小島221番地６
債務者　依田　浩保
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
長野市吉田２丁目31番３号
債務者　小林　辰男
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８２号
岐阜県高山市桐生町５丁目140番地
債務者　宇津　辰夫
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３３８１号
名古屋市千種区豊年町１番10号　グレイス千種303号
債務者　中村　喜代（旧姓飯盛）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部